

平成31年2月4日
法務省入国管理局

新たな外国人材受入れに係る制度説明会

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

1 日時

平成31年2月28日（木） 14時00分～16時30分
（受付13:30～）

2 場所

群馬県JAビル 1階大ホール
前橋市亀里町1310 TEL：027-220-2530

3 説明会に御参加いただける方

- (1) 在留資格「特定技能」による受入れを希望される群馬県内所在の企業・団体・個人の方
- (2) 改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される群馬県内所在の企業・団体・個人の方
- (3) 群馬県及び同県内の地方公共団体の職員の方

4 説明会日程

- 第一部 ①14時00分～15時00分 概要説明
②15時00分～15時30分 質疑応答
- 第二部 ①15時45分～16時30分 分野別個別説明（調整中）
以下の分野毎に別室（当日アナウンス）で行う予定です。
※参加省庁については調整中。

【厚生労働省】介護、ビルクリーニング

【経済産業省】素形材産業、産業機械製造業、
電気・電子情報関連産業

【国土交通省】建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊

【農林水産省】農業、漁業、飲食料品製造、外食業

5 定員

300名 ※先着順

(但し、申込状況により業種別人数を調整させて頂くことがあります。)

6 参加申込

Eメール又はFAXにより、下記の申込事項を記載のうえ、申込先にお申し込み下さい。業種毎の人数を調整のうえ、参加の可否について、申込時に頂いたEメールアドレスに連絡させていただきます。

※申込人数は、会場の都合により、1社・団体につき1名とさせていただきます。

【申込先】群馬県企画部国際戦略課

Eメール：senryakuka@pref.gunma.lg.jp FAX：027-223-4371

※問合せ先電話 027-226-3394

【申込事項】①企業・団体名、②氏名、③連絡先（電話・Eメール）、
④業種、⑤上記4の分野別個別説明で参加希望する分野

【申込期限】2月18日(月)

7 その他

(1) 参加費は無料です。

(2) 駐車場（南側）をご利用頂けますが、駐車スペースには限りがありますので、可能な限り公共交通機関のご利用をお願いします。

FAX申込用紙（2/28法務省説明会）

（群馬県国際戦略課あて 027-223-4371）

企業・団体名	
氏名 ※1名のみ	
連絡先	Eメール： 電 話：
業 種	
希望する個別説明分野	